

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
（当たる日は、休日がとどけること）

十パーセント以上を占める」と。

(四) 最近三か月の全売上高が二年前の同期に比べ十五パーセント以上減少し、又は最近六か月の全売上高が二年前の同期に比べ十パーセント以上減少していること。

二 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正（第二条関係）
一と同様の措置を講ずることとした。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

◇規 則 鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則（経営流通課）

公布された規則のあらまし

規 則

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成8年8月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十号

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の

- 一 鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部改正（第一条関係）
 - 一部を改正する規則
 - （一）鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部改正
 - （一）鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を改正する規則
 - （二）鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を次のように改正する。
 - （一）鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を次のように改正する。
 - （一）鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を次のように改正する。
 - （二）鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を次のように改正する。
- （二）鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を次のように改正する。
 - （一）鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を次のように改正する。
 - （二）鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

3 平成八年八月十九日において金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者で次の各号に掲げる要件に該当するものが、平成八年十二月二十七日までに知事の認定を受けた場合に限り、金融機関は、当該資金の償還を当該認定のあつた日から二年間の範囲内において猶予することができるものとする。この場合において、当該資金に係る貸付条件については、別表中「十二年」とあるのは「十四年（知事が特に必要と認める者については、十五年）」と読み替えて同表の規定を適用する。

最近六か月の全売上高が二年前の同期に比べ十パーセント以上減少していること。
この規則は、公布の日から施行する。

附 則

一 境港市の区域内に事業所を有していること。
二 まいわしの漁獲減少により経営に支障をきたしていること。
三 二期前の決算において、まいわしを取り扱う部門の売上高が全売上高の二十パー セント以上を占めること。

四 最近三か月の全売上高が二年前の同期に比べ十五パーセント以上減少し、又は最近六か月の全売上高が二年前の同期に比べ十パー セント以上減少していること。
(鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正)

第二条 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則（昭和四十一年四月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。
附則に次の二項を加える。

4 平成八年八月十九日において金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者で次の各号に掲げる要件に該当するものが、平成八年十二月二十七日までに知事の認定を受けた場合に限り、金融機関は、当該資金の償還を当該認定のあつた日から二年間の範囲内において猶予することができるものとする。この場合において、当該資金に係る貸付条件については、第五条第三号中「七年」とあるのは「九年（知事が特に必要と認める者については、十年）」と読み替えて同条の規定を適用する。
一 境港市の区域内に事業所を有していること。
二 まいわしの漁獲減少により経営に支障をきたしていること。
三 二期前の決算において、まいわしを取り扱う部門の売上高が全売上高の二十パー セント以上を占めること。
四 最近三か月の全売上高が二年前の同期に比べ十五パーセント以上減少し、又は